

## 令和2年 第2回蔵王町農業委員会総会議事録

第2回蔵王町農業委員会総会は、令和2年2月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢 敏朗	村上 智彦	大和 憲男
會田 照	平間 昭男	鈴木 好和
山家 照男	川村 富士男	我妻 義明
佐藤 雄一	杉山 由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦 山家 文一

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村上 伸浩  
書記 佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告事項2 非農地証明願について
日程第4	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(参与制限)
日程第8	第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第9	第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)
日程第10	第7号議案 土地改良事業参加資格申出書について
日程第11	第8号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第2回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。  
只今の出席農業委員は8名、推進委員は11名であります。  
山家文一推進委員、樋口俊彦推進委員からは欠席の報告がありました。  
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和2年第2回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い  
議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を  
指名することにご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、4番佐藤良彦委員、5番平間 栄委員の  
2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知につ  
いてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
- 事 務 局 長 [事務局長朗読により報告]
- 議 長 報告が終わりましたので質問を許します。質問はございませんか。  
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので日程第2 報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容に  
ついて事務局に説明をさせます。
- 事 務 局 長 [事務局長朗読により説明]
- 議 長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指  
名をいたします。5番平間 栄委員、6番山家一彦委員を指名いたします。
- 議 長 説明と指名が終わりましたので質問を許します。
- 6 番 委 員 非農地証明願の5番から10番まで所有者はそれぞれであるが、土地に  
ついては一区画まとまった土地で面積も1ヘクタール程度ある。非農地に  
なったら何か事業を行う計画があるのか。
- 事 務 局 現在、碎石事業を行っている土地であります。今回、碎石事業を閉鎖す  
ることになりまして、農地部分については土地所有者と碎石事業者が賃貸  
借契約を結んでいた土地でありました。その農地をそれぞれ土地所有者に  
返却する予定で進めていたところ、土地所有者がその土地を農地にして返  
されたとしても農地として再利用することが困難であるという理由から、

土地を買い取ってほしいという要望が土地所有者からあって、事業者が買い取るには、登記地目が畑であることから今回の非農地証明願が提出されました。地目変更の登記が済んでからその土地を買い取るという理由があって今回の申請に至った経緯でございますのでご理解願います。

議 長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので、日程第3 報告事項2を終わります。

議 長 ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。

日程第8 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて、番号7番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。

[申請人 番号7番 入場]

議 長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があつた場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について、説明をお願いしております。それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。座ったままで結構です。

[申請人 番号7番 説明]

議 長 説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。

6 番 委 員 新規就農者ということで、頑張っていたかと思いますが、事務局に質問です。利用権を設定する土地のかつこ書きはどのように理解するのか。

事 務 局 利用権を設定する土地の七日原245番1の畑で14,833㎡のうち8,000㎡を利用権設定するということになります。

議 長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局から連絡いたします。申請人はご退席ください。ありがとうございました。

[申請人 番号7番 退場]

[3番菅井啓二委員 午前10時 所用により退席する]

議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しな  
いため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおり  
となります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおり  
です。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[4番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

7番委員 申請事由で経営規模の拡大とありますが、現在どのようなものを作付し  
ているかわかれば教えてください。

事務局 長 現在は、円田地区の農地を借入して有機野菜を作付しようとしている。  
他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第1号議案は原案  
のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されまし  
た。

議 長 日程第5 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請を議題と  
いたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第4条第6項各号には該当しな  
いため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおり  
となります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおり  
です。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[4番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

6番委員 転用事由に駐車場とあるが、既に完成していたのか。

事務局 長 この案件については、先月来からお願いしている推進委員が農地利用意  
向調査の際に現地を確認して指導した件になります。本人からは始末書を  
提出していただいておりますのでご理解願います。

議 長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

[4番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3議案は原案のとおり承認されました。

議 長 次の、日程第7 第4号議案は、議事参与の制限がございます。山家照雄推進委員の退席を求めます。

[山家照雄推進委員退席]

議 長 日程第7 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(参与制限)を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

[4番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

7 番 委 員 今回の申請地は田で水稻を作付する場所的には作業が困難な場所ではないと思われるが、如何なる理由で転用申請となったか経緯が分かればお知らせ願う。

事務局 今回の申請に至った経緯については、申請人（借借人）がこれまで水稲を作付しておりましたが、ここ数年より体調不良が続き後継者も居ないことから今回の申請に至ったと聞いております。

議長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第7 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。山家照雄推進委員の入場を許可します。  
[山家照雄推進委員入場]

議長 日程第8 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読により説明]

事務局長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

鈴木推進委員 議案書13ページ、7番、8番の一筆の土地を複数人で利用権設定することは問題ないのか。

事務局 特に問題はございません。

7番委員 議案書15ページ、12番の地目が畑となっているが？

事務局 土地の地目の表示については、あくまでも法務局の登記地目を記載しております。

議長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。

議長 次の、日程第9 第6号議案は、議事参与の制限がございます。今回の議案は複数の委員が該当しております。  
初めに、大和憲男推進委員の退席を求めます。  
[大和憲男推進委員退席]

議長 日程第9 第6号議案 番号16 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

事務局 先月の総会に於いて、法人の場合、どこまで議事参与制限を受けるのかという質疑がありました。農業委員会法の解説によりますと法人の役員は直接的に関わることがあるということで参与制限を受けることとなります。一般的な従業員及び臨時者等は制限を受けないという解釈でありますのでご理解願います。

議長 質問はございませんか。

議長 [なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。第6号議案 番号16は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議長 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第6号議案 番号16は原案のとおり承認されました。

議長 大和憲男推進委員の入場を許可します。

議長 [大和憲男推進委員入場]

議長 続きまして、杉山由美子推進委員の退席を求めます。

議長 [杉山由美子推進委員退席]

議長 日程第9 第6号議案 番号12 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

事務局 議案書21ページ、番号12の賃借料、全面積で5,000円と記載しておりますが、50,000円でしたので議案書の訂正をお願いします。

議長 質問はございませんか。

議長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。第6号議案 番号12は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案 番号12は原案のとおり承認されました。

杉山由美子推進委員の入場を許可します。

[杉山由美子推進委員入場]

議 長 続きまして、平間 栄委員の退席を求めます。

[平間 栄委員退席]

議 長 日程第9 第6号議案 番号13から16農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。第6号議案 番号13から16は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案 番号13から16は原案のとおり承認されました。

平間 栄委員の入場を許可します。

[平間 栄委員入場]

議 長 日程第10 第7号議案 土地改良事業参加資格申出書についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

4番委員 土地改良法第3条第1項第2号、「その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり」とあるが、口頭によるものなのか申出なのか書類による申出なのか確認したい。

事務局 土地改良事業参加資格申出書という様式がありまして、土地改良区で定めている書式であります。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]  
質問がございませんので採決いたします。日程第10 第7号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]  
異議なしと認めます。よって、第7議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第11 第8号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]  
事務局 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [4番委員により現況報告]  
説明と報告が終わりましたので質問を許します。

鈴木推進委員 議案書26ページ、番号1ですが住宅を建設する際に農地ということがわからないで建設したのか？

事務局 位置図を見ながら説明します。網掛けしている場所が今回の申請地になります。本来であれば建設当時にこの場所も含めて農地転用すべきであったと思われます。現在の状況からすると住宅も建っており両側の土地が宅地なので非農地として止もう得ないと判断しておりますのでご理解願います。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]  
質問がございませんので採決いたします。日程第11 第8号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]  
異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり承認されました。

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和2年2月25日

議 長

---

4番

---

5番

---